

## 栗山町議会モニター設置要綱

平成21年4月1日議会告示第1号

### (目的)

第1条 この要綱は、町議会モニターを設置することにより、栗山町議会（以下「町議会」という。）の運営等に関し、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させ、もって町議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 本町の区域内に居住する者、町内で働き又は学ぶ人、事業活動その他の活動を営む人又は法人もしくは団体をいう。
- (2) 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会、一般会議及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置される検討会等をいう。

### (定員)

第3条 町議会モニターの定員は、20人以内とする。

### (資格)

第4条 町議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の町民であり、かつ、公務員、各種議会議員又は各種行政委員でないこと。
- (2) 町議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

### (職務)

第5条 町議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「栗山町議会だより」及び「栗山町議会ホームページ」に関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 町議会議員と1年に1回以上、意見交換を行うこと。
- (5) 政務活動費の使途に関すること。
- (6) その他議長が必要と認めたこと。

### (提出された提言等の処理)

第6条 町議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会モニターに通知するとともに、栗山町議会ホームページ、栗山町議会だよりで公表するものとする。ただし、会議録は要点記録とし、町議会モニターの氏名は公表しないものとする。

(募集方法)

第7条 町議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推せんを依頼することができる。

(委嘱)

第8条 町議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱に当っては、町議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第9条 町議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 町議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第10条 町議会モニターの任期は、2年とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第11条 町議会モニターは、無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、支給することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年議会告示第1号)

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年議会告示第1号)

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（令和元年議会告示第1号）

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和2年議会告示第1号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。